



●内務省告示第五十一號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

昭和十六年二月四日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名

區

間

工事終了ノ期日

十一號

自新潟縣西頸城郡歌外波村
至同縣同郡市振村

昭和十六年二月四日

●内務省告示第五十二號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十六年二月十一日

ヨリ岩手縣下閉伊郡宮古町、山口村、千徳村及磯鷄村ヲ廢

シ其ノ區域ヲ以テ宮古市ヲ置ク

昭和十六年二月七日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

●内務省告示第五十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

昭和十六年二月十三日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名

區

間

工事終了ノ期日

四號

埼玉縣南埼玉郡蒲生村地内

昭和十六年二月十三日

●内務省告示第五十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年二月十三日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名 區 間

工事終了ノ期日

十 號 自長野縣小縣郡鹽尻村
至同縣埴科郡南條村

昭和十六年二月十三日

●内務省文書取扱規程

昭和十一年十二月廿四日内務省訓第一〇五八號

昭和十三年一月十一日内務省訓第一一號
改正昭和十三年十二月廿一日内務省訓第九三八號
昭和十六年二月十日内務省訓第九八號

第一章 總 則

第一條 左ニ掲グル公文書ノ接受、成案後ノ審査及進達並

ニ施行ハ大臣官房文書課ニ於テ之ヲ取扱フベシ

一 大臣、次官又ハ本省ニ宛テ差出サレタルモノ(但シ各局限ニテ處理スルヲ以テ足ル輕易ナル文書ヲ除ク)

二 大臣、次官又ハ本省ノ名ヲ以テ施行スルモノ

三 大臣又ハ次官ノ閱覽又ハ決裁ヲ要スルモノ

四 他ノ官廳ヨリ合議セラレタルモノ

第二條 左ニ掲グル公文書ハ主務局ニ於テ之ヲ取扱フベシ

但シ第二章並ニ第三十九條及第四十條ノ規定ニ依リ文書

課ニ於テ取扱フベキ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 前條各號以外ノモノ

二 前條各號ノ一ニ該當スルモノト雖モ人事課主管ニ屬

スルモノ及著作權法、映畫法ニ依ル公文書ニシテ輕易

ナルモノ

第三條 出版法、新聞紙法並ニ豫約出版法ニ依ル公文書ハ

前二條ノ規定ニ拘ラズ直接警保局ニ於テ之ヲ取扱フベシ

但シ第三十九條ノ規定ニ依リ文書課ニ於テ取扱フベキ事

項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 神祇院主管ニ屬スル公文書ノ取扱ハ第三十九條及

第四十條ノ規定ニ依ルノ外神祇院總裁ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ文書ニシテ大臣、政務次官、次官、參與官ノ閱覽

若ハ決裁ヲ要スルモノ又ハ他局ニ合議ヲ要スルモノハ神

三 發送簿

祇院ノ手續ヲ了シタル後文書課ニ送付スルモノトス文書
課ニ於テハ他ノ官廳ヨリノ合議文書ト同一ノ取扱ヲ爲ス

ペン

第五條 文書課ニハ左ノ簿冊ヲ備フ

一 往復臺帳

二 送付簿

三 書留原簿

四 交付簿

五 省令原簿

六 告示原簿

七 官報登載訓令原簿

八 訓令原簿

九 發送簿

第六條 各局ニハ左ノ簿冊ヲ備フ

一 臺帳

二 送付簿

第七條 文書課ニ於テハ其ノ取扱フ第一條ノ文書ニ付省號

ヲ附シ往復臺帳ニ登錄シ文書ノ受授毎ニ年月日其ノ他必
要ナル事項ヲ記入シ文書ノ所在及處理ノ狀況ヲ明ナラシ

ムベシ

各局ニ於テハ其ノ取扱フ文書ニ付局號ヲ附シ臺帳ニ登錄
シ以下前項ノ取扱ヲ爲スベシ

第八條 往復臺帳又ハ臺帳ニ登錄セラルル文書ヲ他局(神

祇院ヲ含ム)ニ送付スルトキハ送付簿ニ送付ノ年月日及

省號又ハ局號ヲ記入シ受領者ノ檢印ヲ受クベシ

第九條 文書ヲ省外ニ發送スルトキハ發送簿ニ發送ノ年月

日及省號又ハ局號ヲ記入シ取扱者又ハ受領者ノ檢印ヲ受

クベシ

第十條 省號ニハ内務省ノ標示竝ニ相手方官廳及主務局ノ
略字ヲ冠シ其ノ番號ハ毎年一月一日ヲ以テ更新ス

省號ハ一事件ニ付接受ヨリ完結ニ至ル迄同一ノモノヲ用

フ但シ往復臺帳ニ初メテ登錄セラレタル曆年經過後附ス

大臣宛親展文書ハ之ヲ人事課ニ移付シ次官宛親展文書ハ

省號ニ用フル略字及文書ニ押捺スベキ省號ノ印ノ様式ハ

別記ニ依ル

第十一條 急施ヲ要シ本規程ニ依ルコトヲ得ザルモノハ主

務局長（神祇院總裁ヲ含ム）ノ責任ニ依リ特別ノ取扱ヲ
爲スコトヲ得

第十二條 本規程ニ於テ他ノ官廳トアルハ神祇院ヲ含マザ

ルモノトシ局トアルハ特記ナキ限り神祇院ヲ除キ大臣官
房ノ課ヲ含ムモノトス

第十二條ノ二 機密文書ノ取扱ニ付テハ本規程ニ定ムルモ

ノ内外内務省機密文書取扱規程ノ定ムル所ニ依ル

第二章 文書ノ接受

第十三條 本省ニ到達スル公文書（第三條及第四條ノ公文

書ヲ除ク）ハ文書課ニ於テ之ヲ接受シ大臣、次官又ハ本
省宛ノモノ（親展又ハ「㊟」ノ記號アルモノヲ除ク）ハ

即時開封スベシ

前項ノ文書中文書課ニ於テ受領スベカラザルモノアルト

キハ直ニ返却其ノ他適當ナル措置ヲ爲スベシ

第十四條 書留郵便、通運便又ハ使送ニ依ル文書ヲ接受シ

タルトキハ書留原簿ニ接受ノ年月日、差出人及宛名ヲ記
入スベシ

第十五條 接受シタル文書ニ貨紙幣、有價證券、郵便切手

及收入印紙ノ類ヲ添付シアルトキハ其ノ文書ノ欄外ニ種
類及金額ヲ記入シ之ニ捺印スベシ

第十六條 執務時間外ニ到達スル第十三條ノ文書ハ文書課

宿直員ニ於テ接受スベシ

宿直員ハ接受シタル文書ニ付前三條ノ規定ニ依リ取扱ヒ
翌日之ヲ文書課ニ引繼グベシ

宿直員ハ接受シタル文書ニ付緊急ト認ムルモノアルトキ

ハ之ヲ主務局關係者ニ送付スル等適當ノ措置ヲ爲スベシ

第十七條 大臣宛文書ニシテ「警親展」ノ標示アルモノ及

次官宛文書ニシテ「㊟」ノ記號アルモノ竝ニ第二條ノ文
書ハ之ヲ主務局（政務次官及參與官宛ノモノハ政務官室）

ニ移付スベシ

ベキ省號ニハ其ノ年番號ヲ冠スルモノトス
之ヲ次官ニ差出スベシ

第十八條 前條ノ場合ニ於テ第十四條ノ規定ニ依ル文書中
必要ト認ムルモノ及第十五條ノ文書ハ交付簿ニ接受ノ年
月日、差出人及宛名ヲ記入シ受領者ノ捺印ヲ受クベシ

第十九條 人事課ニ於テ大臣宛親展文書ヲ受領シタルトキ
ハ其ノ緊要ト認ムルモノハ直ニ之ヲ大臣ニ差出スベシ

大臣宛親展文書ニシテ緊要ナラザルモノ及大臣又ハ次官
ニ差出タル親展文書ニシテ閱覽濟ノモノハ之ヲ文書課ニ
送付スベシ但シ機密ニ係ルモノハ直接主務局長ニ送付ス
ベシ

前項ノ規定ニ依リ文書課ニ送付セラレタル文書ハ之ヲ普
通文書トシテ新ニ接受シタルモノト看做シ取扱フベシ

第二十條 第一條ノ文書ハ第十七條ノ規定ニ依リ處置スベ
キモノヲ除キ之ニ省號ノ印ヲ捺捺シ往復臺帳ニ登錄シ文
書課長閱了ノ上主務局ニ送付スベシ

第三章 文書ノ處理

第二十一條 各局ニ於テ文書ノ移付又ハ送付ヲ受ケタルト

キハ局長書記之ヲ收受シ緊要ト認ムルモノハ直接局長ニ
差出シ其ノ他ノモノハ之ヲ主務課（大臣官房ノ課ニ在リ
テハ主務掛以下之ニ同ジ）ニ配付スベシ

文書課ヨリ送付セラレタル文書ニシテ他局ノ主管ニ屬ス
ベキモノト認メラルルモノアルトキハ直ニ之ヲ文書課ニ
返付スベシ

第二十二條 主務課ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ速
ニ調査立案シ局長ノ決裁ヲ受クベシ

第二十三條 文書ハ一事件毎ニ其ノ起端ヨリ完結ニ至ルマ
デ之ヲ一括纏綴スベシ一括纏綴シ難キモノアルトキハ其
ノ旨欄外ニ記入スベシ

文書ヲ加除訂正シタルトキハ其ノ加除訂正ヲ爲シタル者
之ニ捺印スベシ

第二十四條 急施ヲ要スル文書ニハ其ノ上欄外ニ赤色ノ紙
片ヲ貼付スベシ

秘密ヲ要スル文書ニハ「秘」、特ニ秘密ヲ要スル文書ニハ

「極秘」ト標示シ封筒ニ入レ其ノ取扱ニ注意スベシ

第二十五條 文書ノ施行ニ付特別ノ取扱ヲ要スルモノニハ

「親展」「電報」「速達」「書留」「航空郵便」「第何號何々ノ件ト同時施行」「施行前要再同」「以下送付」等ノ標示ヲ爲スベシ

第二十六條 第一條ノ文書ハ局長ノ決裁ヲ了シタル後之ヲ

文書課ニ送付スベシ

第二十七條 他局（神祇院ヲ含ム以下本條中之ニ同ジ）ニ

合議ヲ要スル文書ハ局長ノ決裁ヲ了シタル後之ヲ其ノ局ニ送付スベシ

數局ノ合議ヲ要スルモノハ順次之ヲ送付スベシ

合議ヲ了シタル文書中第一條ノモノハ之ヲ文書課ニ、其ノ他ノモノハ之ヲ主務局ニ送付スベシ

合議セラレタル局ニ於テ異議アルトキハ附箋又ハ口頭ヲ以テ意見ヲ次官ニ開陳スベシ

第二十八條 前二條ノ規定ニ依リ文書課ニ送付セラレタル

文書ハ之ニ省號ノ印ヲ押捺シ往復臺帳ニ所要ノ記入ヲ爲

シタル後之ヲ審査スベシ

審査委員ノ審議ヲ要スル文書ハ文書課ニ於テ審査委員ノ

審議ニ付シ其ノ審議ヲ了シタル後之ヲ審査スベシ

審査委員ニ於テ異議アルトキハ附箋又ハ口頭ヲ以テ意見

ヲ次官ニ開陳スベシ

第二十九條 大臣、政務次官、次官、參與官ニ提出スベキ

文書ハ前條ノ手續ヲ了シタル後次官、參與官、政務次官、

大臣ノ順序ニ依リ文書課ニ於テ決裁ヲ受クベシ

第三十條 他ノ官廳ノ合議ヲ要スル文書ハ前二條ノ手續ヲ

了シタル後文書課ヨリ其ノ官廳ニ發送スベシ

第三十一條 大臣又ハ次官ノ決裁ヲ要スル文書決裁済トナ

リタルトキ（他ノ官廳ノ合議ヲ要スルモノニ在リテハ合議ヲ了シタルトキ）ハ往復臺帳竝ニ原議ニ決判ノ年月日

ヲ記入シ施行ヲ要セザルモノハ之ヲ主務局ニ送付スベシ

局長專決ニ屬スル文書ニシテ施行ヲ要セザルモノハ臺帳

竝ニ原議ニ決裁済（他局ノ合議ヲ要スルモノニ在リテハ

合議済）ノ年月日ヲ記入スベシ但シ省號アル文書ニシテ

一事件完結スルモノナルトキハ文書課ニ合議シタル後其ノ手續ヲ爲スベシ

第四章 文書ノ施行

第三十二條 大臣又ハ次官ノ決裁(他ノ官廳ノ合議ヲ要スルモノニ在リテハ合議)ヲ了シタル文書ニシテ施行ヲ要スルモノ及局長專決ニ屬スル文書ニシテ大臣、次官又ハ本省名ヲ以テ施行スベキモノハ文書課ニ於テ淨書、校訂、鈐印及契印ヲ爲シ文書課長閱了ノ上遲滯ナク之ヲ施行スベシ

「施行前要素再回」ノ標示アル文書ハ主務局ニ送付シ返付アルヲ俟テテ施行スベシ

第三十三條 局長專決ニ屬スル文書ニシテ局長名ヲ以テ施行スベキモノハ主務局ニ於テ淨書、校訂、鈐印及契印ノ上遲滯ナク施行スベシ但シ省號アル文書ニシテ其ノ施行ニ依リ一事件完結スルモノナルトキハ施行前文書課ニ合議スベシ

第三十四條 同一原議ニ前二條ノ文書ヲ含ムトキハ第三十

二條ノ例ニ依ル

第三十五條 文書課ニ於テ施行スベキ文書ニ添附スベキ別紙及圖表ノ類竝ニ免狀、賞狀、辭令及出納官吏ニ對スル認可狀ノ類ハ主務局ヲシテ之ヲ調製セシムベシ

第三十六條 文書課ニ於テ文書ヲ施行スルトキハ之ニ原議ノ省號及施行ノ年月日ヲ記入シ且秘密ヲ要スル文書ニハ「秘」、特ニ秘密ヲ要スル文書ニハ「極秘」ト標示シ(一連番號ヲ附スル場合ハ省號ノ外ニ之ヲ附シ)往復臺帳及原議ニハ施行ノ年月日ヲ記入スベシ各局ニ於テ文書ヲ施行スルトキハ之ニ準ズベシ

第三十七條 文書課ニ於テ文書ヲ施行シタルトキハ原議ニ取扱者檢印ノ上之ヲ主務局ニ送付スベシ

第三十八條 他ノ官廳ヨリ合議ニ係ル文書ハ文書課ヨリ其ノ廳ニ返戻スベシ

第三十九條 官報ニ登載スベキモノハ主務局(神祇院ヲ含ム)ニ於テ淨書、校訂ヲ爲シ責任者檢印ノ上文書課ニ提出シ官報報告主任閱了ノ後之ヲ内閣印刷局ニ發送スベシ

省令、訓令及告示ヲ官報ニ登載スルトキハ各原簿ニ原議ノ省號、省令、訓令又ハ告示ノ番號及登載ノ年月日其ノ他必要ナル事項ヲ記入スベシ

官報ニ登載アリタルトキハ文書課ニ於テ其ノ原議ニ登載ノ年月日及番號アルモノハ番號ヲ記入スベシ

第四十條 官報ニ登載セザル訓令ハ文書課ニ於テ訓令原簿ニ原議ノ省號、訓令ノ番號及施行ノ年月日其ノ他必要ナル事項ヲ記入スベシ

附則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省處務規程及内務省往復規則ハ之ヲ廢止ス

別記

第一 省號ニ用フル略字

一 相手方官廳ノ略字左ノ如シ

宮内省	内閣	閣
外務省	外務省	藏
陸軍省	陸軍省	海

内務省特報

司法省	農林省	逓信省	拓務省	會計検査院	貴族院	神祇院	造神宮使廳	土木出張所	防空研究所	警視廳	東京府	大阪府	兵庫縣	新瀉縣	群馬縣	茨城縣
司	農	逓	拓	檢	貴	祇	造	出	防	視	東	阪	兵	新	群	茨
文部省	商工省	鐵道省	厚生省	行政裁判所	衆議院	神宮司廳	警察講習所	土木試驗所	神宮關係施設營造所	北海道廳	京都府	神奈川縣	長崎縣	埼玉縣	千葉縣	栃木縣
文	商	鐵	厚	行	衆	神	警	土	神	北	京	神	崎	玉	千	栃

奈良縣	奈良縣	三重縣	三重縣
愛知縣	愛知縣	靜岡縣	靜岡縣
山梨縣	山梨縣	滋賀縣	滋賀縣
岐阜縣	岐阜縣	長野縣	長野縣
宮城縣	宮城縣	福島縣	福島縣
岩手縣	岩手縣	青森縣	青森縣
山形縣	山形縣	秋田縣	秋田縣
福井縣	福井縣	石川縣	石川縣
富山縣	富山縣	鳥取縣	鳥取縣
島根縣	島根縣	岡山縣	岡山縣
廣島縣	廣島縣	山口縣	山口縣
和歌山縣	和歌山縣	徳島縣	徳島縣
香川縣	香川縣	愛媛縣	愛媛縣
高知縣	高知縣	福岡縣	福岡縣
大分縣	大分縣	佐賀縣	佐賀縣
熊本縣	熊本縣	宮崎縣	宮崎縣
鹿兒島縣	鹿兒島縣	沖繩縣	沖繩縣

二 主務局ノ略字左ノ如シ

文書課 書會計課

地方局 地警保局 警

土木局 土計畫局 畫

備考

一、例ヘバ文書課所管事項ニ付宮内省トノ往復文書ノ省號ハ「内務省内書第一號」トス

二、相手方ガ個人ナルトキハ相手方官廳ノ略字ニ代フル

ニ其ノ文書ノ經由廳又ハ其ノ住所地ヲ管轄スル地方廳

ノ略字ヲ以テス

三、本省ヨリ發議ニ係ルモノハ相手方官廳ノ略字ニ代フ

ルニ「發」ノ略字ヲ以テス

第一文書ニ押捺スベキ省號ノ印ノ様式(印ノ様式省略)

◎大政翼賛會の議員候補者公認と治安警察

一月二十八日の衆議院豫算總會に於ける一問一答

平川氏 大政翼賛會が衆議院議員選舉の際に候補者を公認

するといふ説があつたかどうか。

近衛首相 翼賛會はその性質から議員候補者を公認するといふやうなことは絶対にやらぬ。

平川氏 大政翼賛會は治安警察法の適用を受ける政事結社でないといふが私は政事結社だと思ふ、政府と表裏一體をなすといふのは法律上何處にも根據がない、また取締を受くべきものが治安警察法の適用を受けないと断定することが出来るか、翼賛會と同じ目的を有する團體ができればこれも治安警察法の適用を受けないことになるのか。

平沼内相 大政翼賛會は自己の政見を樹て、これによつて活動するものでないといふことは前回に申した、すなはち政府で樹てた國策について協力し、これを一般國民に徹底せしむるといふのが翼賛會の目的であるから自ら政見を立て、これを遂行する、これを基礎にして活動する團體ではないから治安警察法にはゆる政治上の結社といふなかに入らない、政治上の結社としてこれを扱つてをらない、しかしながら一つの團體であつて結社には

相違ない、治安警察法の對象になる、結社といふものにはなる、その點において治安警察法の支配は受けなければならぬ、政事結社として翼賛會に治安警察上の取締をするといふことは今日はない。

